

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎患者・感染者は全国で350万人以上いると推定されている。それは主に輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における感染と言われており、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに進行する重大な病気である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、多数の患者が医療費助成の対象から外れている。中でもウイルス性肝炎がより重篤化し、就労困難な状態にある肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に支障を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者を初めとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることができない状況にあり、厚生労働省に設置されている肝炎対策推進協議会も実態に即していないとして、その見直しについて指摘しているところである。

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」では、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、肝炎患者を救済することを国の責任と定めたが、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって国及び政府におかれては、これらの患者の救済をするため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

鳥取市議会議長 湯 口 史 章

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財 務 大 臣
厚生労働大臣